

柔道整復療養費の不正請求 制度改革で改善目指す

7月号の行政ウォッチ「柔道整復療養費にメス?」に関連して、われわれ柔道整復師側が取り組もうとしている改革を、医師の方々に知っていただきたいと思えます。社団JB日本接骨師会は、数ある柔道整復師団体のうちの一つです。記事にあったように、柔道整復療養費の不正請求事例が多く見られるとして厳しい批判を受けていることは、私たちも重々承知しています。

もちろん、療養費施術の認められる範囲が、健康保険の適用となった1936年以降ほとんど変わっていないという行政上の問題もあり、全てを不正請求と片付けることには違和感を覚えます。しかし、柔道整復師が国民の健康維持に貢献していくためには、一部の心ない柔道整復師による不正請求を構造的に防止し、疑念を受けないための仕組みづくりを推進しなければならぬと考えています。そこで、私たちは請求業務の公正化に向けて、保険者や患者などを交えた検討会を何度も開き、療養費請求方法の改革案を作成しました。ここでは、その概要を紹介します。

不正請求の一因に、「療養費受領委任払い制度」の不備があります。この制度では、施術代金の保険給付分を柔道整復師が審査支払機関を通さずに保険者に請求できます。ただ、請求内容に対するチェックが十分に行われぬという大きな問題点があります。各保険者がチェックすることになってはいますが、以下の問題からきめ細かく審査するのは難しい現状です。

受領委任払い制度を利用した療養費の請求には2つのパターンがあり、最も大きな業界団体である社団法人日本柔道整復師会(日整会)が会員に代わって請求するケースと、個人が請求するケースがあります。問題の一つは、個人請求者が増えてきたことに伴い、保険者の審査・支払業務が煩雑化していることです。もう一つは、審査に必要な情報が請求書類に十分記載されておらず、審査しにくい点です。

そこで、われわれは改革案の主なポイントとして、こうした個人請求者の請求・支払業務を集約化して請け負う審査機構と支払機構を独自に設けることを提案しています。

審査機構と支払機構は、日整会以外の業界団体(私たちを含め複数あります)が、それぞれ費用を出して設置することにします。ただし、公正性を保つために、業界団体から独立した第三者機関として運営します。審査機構の構成員は保険者、学識経験者、柔道整復師から選出します。支払機構の構成員は、支払機構を設置した業界団体の柔道整復師と、機構に加入しているそれ以外の柔道整復師から選出します。

新たに設置する支払機構に加入登録した柔道整復師は、これを設置した業界団体に所属している会員か否かにかかわらず、審査機構で療養費の審査を受けた上で支払機構から療養費の支払いを受けることになります。この審査費用は、業界団体が負担します。

一方、審査機構での審査は、新たに設ける審査基準によって公正に審査されます。現状の療養費支給基準は保険者によってまちまちであり、かつ内容も分かりにくいことが大半でした。新し

い審査基準では、施術の内容を見極められる基準にする考えです。具体的には、痛みを評価するVisual Analogue Scale (VAS) や関節可動域 (ROM) の測定などが考えられます。これらの測定値の請求書類への記載を義務化することで、適切な審査がしやすくなるでしょう。

このような新たな仕組みにより、保険者は独自に審査する必要がなくなり、不正請求の減少も期待できます。また、この制度が保険者に広く認められ、支払機構に加入登録していない柔道整復師の施術については保険者が受領委任払いを受け付けないようになれば、療養費の適正化がより進むと考ええます。なお、受領委任払い制度では、保険者が療養費の支給条件を決定することになっており、保険者が上記のような方針を取ることが可能です。

以上が私たちの考える改革案の主なポイントです。医師の方々の理解を得ながら、改革の実現に向けて活動を進めたいと考えています。

最後に、行政側にもお願いがあります。国民が必要とする柔道整復療養の内容は、生活・労働様式の変化に伴って大きく変化しています。肉体労働が中心だった時代には捻挫や外傷などが一般的な療養ニーズでしたが、今は病態も大きく変化し、腰痛や関節痛などが主となり、柔道整復師の守備範囲は変化しています。療養費の枠組みもこれに応じて修正すべきではないでしょうか。また、われわれ柔道整復師が医師と連携しながら新たな療養ニーズを満たしていく仕組みを構築してくださるよう希望します。

社団JB日本接骨師会